

令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託 基本仕様書

1 業務件名

令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託

2 目 的

水道水源のすべてを地下水で賄う本市は、清らかで豊富な地下水を次の世代に確実に守り伝えるために、市民、事業者、行政が協働し、熊本地域11市町村（※）で広域的に地下水保全に取り組んでいる。

本業務は、地下水の大切さや保全の取組について多くの熊本市民に認識してもらうとともに、節水等の地下水保全につながる行動を促していくことを目的とする。

※熊本地域11市町村・・・熊本市、宇土市、菊池市（旧泗水町及び旧旭志村）、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、西原村

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 履行場所

熊本市ほか

5 業務の内容

（1）広報啓発

ア 7～8月の節水重点期間における広報啓発

7月～8月の節水重点期間を多くの市民に認識してもらうとともに、実際に節水に取り組んでもらえるような広報啓発を行うこと。

テレビCM、インフルエンサーを活用した発信、ステージイベント、パネル展示など手法は問わない。啓発効果が高く、魅力的な提案を行うこと。

イ 各種広報媒体を用いた節水啓発

各種広報媒体を活用し、年間を通して効果的な広報啓発を行うこと。使用媒体等について指定はないが、子どもから高齢者まですべての層に情報が届くように、媒体や内容を工夫すること。また、熊本市だけでなく連携して地下水保全に取り組んでいる熊本地域の11市町村にも広く広報できるよう工夫すること。

7月～8月の「夏季の節水重点期間」、8月1日の「（日本）水の日」及び3月22日の「世界水の日」に合わせた広報は重点的に行うことが望ましい。

（2）大型ショッピングモールでのイベント

集客を伴うイベントを1回以上実施すること。

ア 開催時期

8月～3月の休日（連続2日間）

イ 開催場所

熊本地域11市町村に所在するいずれかの大型ショッピングモール

※場所の借用について、企画提案書提出前に予め大型ショッピングモールと調整しておくこと。会場使用料は委託料に含めるものとする。

ウ アンケート調査の実施

イベント開催時に、参加者に対し節水市民運動に関するアンケート調査を実施すること。回答手段（紙/WEB アンケートフォーム等）は問わない。

調査項目は以下のとおりとするが、詳細については委託者と調整すること。

(ア)回答者の属性（年代、住所、世帯人数等）

(イ)節水器具について（日常生活で使用しているか、どんな節水器具を使用しているか、使用してみたい節水器具はあるか等）

(ロ)節水市民運動について（節水市民運動や水使用量の目標値を知っているか、どのような方法で知ったか等）

(ハ)イベントについて（イベントを知ったきっかけ、参加の前後で節水意識は変わったか等）

アンケート結果は、業務報告書に掲載し、業務完了時に報告すること。

(3) リーフレット・ポスター・啓発グッズ制作

ア 節水啓発リーフレットの制作

これまで熊本の地下水に関心のなかった市民が興味をもてるような内容とし、地下水の大切さの再認識及び節水を促すものとする。なお、水使用量棒グラフ（平成17～令和7年度（2025年度））及び節水目標値の説明は、必ず掲載すること。

A4見開き4頁を1000部作成。納期は、令和8年（2026年）6月中旬。

イ ポスター制作

「世界に誇る地下水都市くまもと」や「節水市民運動」を広報啓発するポスターであり、年間を通して継続的に使用できるものを制作すること。

フルカラー、B2サイズ程度を250枚作成（230枚は十字4つ折で納品すること）。納期は、令和8年（2026年）6月中旬。

ウ 啓発グッズの制作

イベント等で配布するグッズの制作を行うこと。制作個数も提案に含める。節水や地下水保全の啓発につながるようなデザインで、年間を通して利用可能なものが望ましい。納期は、令和8年（2026年）6月中旬。

エ 懸垂幕の設置・管理・撤去

既存の5連懸垂幕（別紙）を鶴屋本館時計台に設置し、管理及び撤去（台風などでの緊急時の撤去等を含む）を行うこと。なお、設置や撤去等は、すべて市が指定する業者に発注すること（設置・管理費用は180,000円（税別））。設置期間は令和8年（2026年）8月1日～8月31日（予定）。

※節水啓発リーフレット、ポスター、啓発グッズの納品は一括でも分割でも構わない。

(4) 提出書類

ア 業務着手時に以下の関係書類を提出すること。

- ・委託業務着手届
- ・現場責任者届
- ・その他、委託者が必要と認めるもの。

イ 業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

- ・委託業務完了届
 - ・業務報告書 2部（書面及びデータ）
 - ・制作物のデータ（PDF 及び Microsoft office Word 又は Excel、PowerPoint）
- ※電子データについてはC D－R等の電子媒体に記録し、提出すること。

6 留意事項

（1）協議・打ち合わせ

業務の実施にあたっては、適宜、委託者と協議・打ち合わせを行うこと。

（2）環境への配慮

広報物等に使用する紙は可能な限り再生紙とし、本業務全般において、可能な限り環境に配慮して実施すること。

（3）著作権

- ・委託業務で作成、採用された写真・イラスト・デザイン等の成果品の著作権は熊本市に無償で譲渡され、熊本市に帰属するものとする。また、受託者は、成果物その他本業務の過程で作成された著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・成果品（映像・写真等）については、受託者または第三者が権利を有している素材（写真や図表等）を用いる場合、成果品の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- ・受託者は、本業務に関し第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

（4）その他

本件に関して疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載の無い事項については、委託者と受託者との協議し決定するものとする。

7 秘密の保持

本業務において個人情報を取り扱う際は、情報の漏洩等がないよう保護と管理には細心の注意を払い、外部に情報が漏れることのないよう万全の体制をとること。この業務終了後においても同様とする。

8 業務の規模

3,337 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

